

事前評価調書

I 事業概要																																					
事業名	交通安全事業(自転車通行空間整備事業)																																				
地区名	主要地方道 <small>おがきかりや</small> 岡崎刈谷線ほか2路線																																				
事業箇所	<small>おがきしとさきちよう</small> 岡崎市戸崎町地内始め																																				
事業のあらまし	<p>主要地方道岡崎刈谷線、主要地方道安城幸田線、及び主要地方道豊田一色線は岡崎市、幸田町及び西尾市の中心部を東西または南北に走る幹線道路であり、沿線には官公庁、高校を始め多くの店舗がある。</p> <p>当該箇所では自転車に関連する事故が多発しており、自転車利用者の安全を早急に確保する必要があることから、自転車通行空間を整備することにより安全で快適な自転車利用環境の確保を図るものである。</p>																																				
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>① 交通事故の削減</p> <p>② 歩行者等の安全確保</p> <p>【副次目標】</p>																																				
事業費	事業費		内訳																																		
	1.7億円		■工事費 1.2億円、□用補費 億円、■その他 0.5億円																																		
事業期間	採択予定年度	2022年度	着工予定年度	2022年度	完成予定年度	2026年度																															
事業内容	自転車通行空間整備(延長 3.8km)																																				
II 評価																																					
①事業の必要性	1) 必要性	当該箇所では自転車に関連する事故が多発しており、自転車利用者の安全を早急に確保する必要があることから、自転車通行空間を整備することにより安全で快適な自転車利用環境の確保を図るものである。																																			
	判定	A	<p>A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>安全な通行を確保する自転車通行空間の整備が必要である。</p>																																		
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td>調査設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">1.7</td> <td></td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>							2022	2023	2024	2025	2026	合計	工種区分	調査設計	←→					0.5	工事		←→				1.2	事業費(億円)		1.7					1.7
			2022	2023	2024	2025	2026	合計																													
工種区分	調査設計	←→					0.5																														
	工事		←→				1.2																														
事業費(億円)		1.7					1.7																														
2) 地元の合意形成	現況道路用地内で用地買収が不要な事業であるため円滑に実施が見込まれる。																																				
判定	A	<p>A: 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B: 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>事業執行環境は整っており、実効性が期待できるため。</p>																																			
III 対応方針																																					

事業実施が
妥当である

事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。
事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

- ・ 自転車及び歩行者の通行に係る安全性の改善状況。
- ・ 事業実施前後の死傷事故件数及び死傷事故率の変化。